

第 29 回士別市農業委員会総会議事録

令和 2 年 10 月 27 日

士別市農業委員会

第 29 回 士別市農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和 2 年 10 月 27 日（火曜日）

午後 1 時 30 分開会

午後 2 時 00 分閉会

2. 開催場所 経済部・農業委員会仮事務所 2 階会議室

3. 本日の会議事件

開会宣告

議事録署名委員の指名

諸般の報告

日程第 1	報告第 1 号	利用権設定等促進事業に係る嘱託登記について
日程第 2	報告第 2 号	士別市農業経営改善計画の認定について
日程第 3	報告第 3 号	士別市青年等就農計画の認定について
日程第 4	報告第 4 号	使用貸借契約の解消について
日程第 5	報告第 5 号	賃貸借契約の解約について
日程第 6	議案第 1 号	土地の現況証明書の交付について
日程第 7	議案第 2 号	農地法第 2 条の規定による農地の判断について
日程第 8	議案第 3 号	農用地利用集積計画の決定について

出席委員（23 名）

2 番	山下 篤 君	3 番	丹 敬 生 君
4 番	湯 浅 悦 子 君	5 番	新 田 康 仁 君
7 番	柳 眞由美 君	8 番	中 山 義 隆 君
9 番	寺 崎 徳 仁 君	11 番	工 藤 修 一 君
12 番	松 浦 秀 行 君	13 番	鈴 木 庄 一 郎 君
14 番	小野寺 悦 子 君	15 番	植 松 強 君
16 番	沼 舘 初 男 君	17 番	佐久間 弘 美 君
18 番	森 野 良 次 君	19 番	松 井 薫 君
20 番	大 崎 陽 司 君	21 番	菊 地 義 昌 君
23 番	栗 本 勝 君	24 番	村 上 幸 博 君
25 番	五十嵐 浩 幸 君	26 番	岡 崎 京 子 君
27 番	飛 世 薫 君		

出席説明員（5名）

事務局長	藪 中 晃 宏 君
総務課長	林 秀 忠 君
総務課主査	小 林 泉 君
総務課主事	古 閑 俊 祐 君
総務課事務員	佐々木 濤 君

4. 会議の概要

（午後 1時30分 開会）

●議長（飛世 薫君）

第29回農業委員会総会を招集しましたところ、ただ今の出席委員は23名であります。定足数を超えておりますので、総会は成立いたしました。直ちに会議を開きます。

本総会の議事録署名委員には、3番 丹委員、4番 湯浅委員を指名いたします。ここで、事務局長から諸般の報告をいたします。

○事務局長（藪中晃宏君） ご報告申し上げます。

初めに、委員の欠席についてであります。「遠藤委員」「保科委員」「上野委員」「濁川委員」から欠席の届出がありました。

次に、本日の議事日程につきましては、印刷の上、お手元に配布のとおりでありますので、朗読を省略いたします。

●議長（飛世 薫君） それでは、これより議事に入ります。

日程第1、報告第1号 利用権設定等促進事業に係る嘱託登記について、事務局より内容の説明をいたします。

○総務課事務員（佐々木濤君） 農業経営基盤強化促進法第21条の規定により、嘱託登記を完了したので報告いたします。

番号1番、権利者 ●●●●、義務者 ●●●●外5件について、嘱託登記を完了いたしました。

以上で報告を終わります。

●議長（飛世 薫君） 質疑に入ります。ご発言ございませんか。

（「なし」の声あり）

●議長（飛世 薫君） ご発言がないようですので、報告第1号は終了いたします。

●議長（飛世 薫君） 次に、日程第2、報告第2号 士別市農業経営改善計画の認定について事務局より内容の説明をいたします。

○総務課事務員（佐々木滯君） 農業経営基盤強化促進法第12条第4項の規定に基づき、農業経営改善計画の認定通知がありましたので、報告いたします。

番号1番、南士別町 ●●●●外2件の再任定、1件の変更認定の通知がありました。

なお、累計は、先月比 増減なしの 476件 となっております。

以上で報告を終わります。

●議長（飛世 薫君） 質疑に入ります。ご発言ございませんか。

（「なし」の声あり）

●議長（飛世 薫君） ご発言がないようですので、報告第2号は終了いたします。

●議長（飛世 薫君） 次に、日程第3、報告第3号 士別市青年等就農計画の認定について事務局より内容の説明をいたします。

○総務課事務員（佐々木滯君） 農業経営基盤強化促進法第14条の4第1項の規定に基づき、青年等就農計画の認定通知がありましたので報告いたします。

番号1番 ●●●● の新規認定の通知がありました。なお、累計は2件となっております。以上で、報告を終わります。

●議長（飛世 薫君） 質疑に入ります。ご発言ございませんか。

（「なし」の声あり）

●議長（飛世 薫君） ご発言がないようですので、報告第3号は終了いたします。

●議長（飛世 薫君） 次に、日程第4、報告第4号 使用貸借契約の解約について、事務局より内容の説明をいたします。

○総務課事務員（佐々木滯君） 使用貸借契約 解約の通知がありましたので報告いたします。

番号1番 貸人 ●●●● 借人 ●●●● 外1件より解約の通知がありました。

以上で、報告を終わります。

●議長（飛世 薫君） 質疑に入ります。なお、農業委員会等に関する法律第31条第1項の規定により、本案件中、番号1番について沼館委員のご発言はご遠慮願います。

ご発言ございませんか。

番号3番、土地の所有者及び申請者 ●●●●、所在、西4条9丁目、地番、●●●●外1筆、地目、公簿、畑、現況、宅地、面積、あわせて309㎡、証明の必要理由、地目変更登記。

本申請地●●●●につきましては、昭和62年8月30日に住宅を建設し、●●●●につきましては、平成16年に車庫を建設し、宅地として利用され、今後も農地としての活用は困難な土地であります。

現地確認につきましては、番号1番は9月28日に、番号2番は10月8日に番号3番は10月14日に、各担当地区農業委員3名により現地確認を実施しています。

以上で説明を終わります。

- 議長（飛世 薫君） 質疑に入ります。なお、農業委員会等に関する法律第31条第1項の規定により、本案件中、番号1番について沼館委員のご発言はご遠慮願います。
ご発言ございませんか。

（「なし」の声あり）

- 議長（飛世 薫君） ご発言がないようですので、本案については原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

- 議長（飛世 薫君） ご異議なしと認めます。よって、議案第1号は原案のとおり可決されました。

-
- 議長（飛世 薫君） 次に、日程第7、議案第2号 農地法第2条の規定による農地の判断について、事務局より内容の説明をいたします。

- 総務課主査（小林 泉君） 農地法第30条の規定により実施した農地利用状況調査の結果に基づき、農地法第2条第1項に定める農地該当の可否について、ご審議願います。

番号1番、土地の所有者、●●●●、所在、西土別町、地番、●●●●、地目、現況、畑、面積、1,356㎡。

番号2番、土地の所有者、●●●●、所在、西土別町、地番、●●●●外3筆、地目、現況、畑、面積、あわせて4,593㎡

番号3番、土地の所有者、●●●●、所在、川西町14線西、地番、●●●●外1筆、地目、現況、畑、面積、あわせて3,956㎡。

番号4番、土地の所有者、●●●●、所在、武徳町41線東、地番、●●●●、地目、現況、畑、面積、412㎡。

番号5番、土地の所有者、●●●●、所在、上土別町19線南、地番、●●●● 外3筆、地目、現況、畑、面積、あわせて1,419㎡。

番号6番、土地の所有者、●●●●、所在、上士別町17線南、地番、●●●●、地目、現況、畑、面積、143 m²。

番号7番、土地の所有者、●●●●、所在、上士別町、地番、●●●●外1筆、地目、現況、田、面積、あわせて691 m²。

番号8番、土地の所有者、●●●●、所在、上士別町、地番、●●●●、地目、現況、田、面積、9,958 m²。

番号9番、土地の所有者、●●●●、所在、多寄町33線東、地番、●●●●、地目、現況、田、面積、75 m²。

番号10番、土地の所有者、●●●●、所在、温根別町、地番、●●●●、地目、現況、畑、面積、896 m²。

番号11番、土地の所有者、●●●●、所在、温根別町、地番、●●●● 外1筆、地目、現況、畑、面積、あわせて 1,029 m²。

番号12番、土地の所有者、●●●●、所在、温根別町、地番、●●●●、地目、現況、畑、面積、382 m²。

番号13番、土地の所有者、●●●●、所在、温根別町、地番、●●●●、地目、現況、畑、面積、1,077 m²。

番号14番、土地の所有者、●●●●、所在、温根別町、地番、●●●●、地目、現況、畑、面積、41 m²。

番号15番、土地の所有者、●●●●、所在、朝日町三栄、地番、●●●●外12筆、地目、現況、田・畑、面積、あわせて15,867 m²。

番号16番、土地の所有者、●●●●、所在、朝日町岩尾内、地番、●●●●外2筆、地目、現況、畑、面積、あわせて68,040 m²。

番号17番、土地の所有者、●●●●、所在、朝日町岩尾内、地番、●●●●、地目、現況、畑、面積、あわせて69,491 m²。

番号18番、土地の所有者、●●●●、所在、朝日町茂志利、地番、●●●●外3筆、地目、現況、畑、面積、286 m²。

番号19番、土地の所有者、●●●●、所在、朝日町三栄・茂志利、地番、●●●●外12筆、地目、現況、畑、面積、あわせて45,369 m²。

農地利用状況調査につきましては、番号1番・2番は8月21日に、番号3番は8月7日に、番号4番は8月11日に、番号5番～8番は8月25日に、番号9番は8月6日に、番号10番～14番は8月24日に、番号15番～19番は8月6日に、各担当地区農業委員により実施いたしました。

以上の案件につきましては、いずれも相当期間未利用地となっており、今後も再生困難な農地であることから、農地法第2条第1項に定める農地に該当しないため、非農地と判断するものであります。なお、農地に該当しない旨の判断をした場合は、所有者及び市・法務局等の関係機関に非農地通知書の送付をいたします。

以上で、説明を終わります。

●議長（飛世 薫君） 質疑に入ります。ご発言ございませんか。

（「なし」の声あり）

●議長（飛世 薫君） ご発言がないようですので、本案については原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

●議長（飛世 薫君） ご異議なしと認めます。よって、議案第 2 号は原案のとおり可決されました。

●議長（飛世 薫君） 次に、日程第 8、議案第 3 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について、事務局より内容の説明をいたします。

○総務課主査（小林 泉君） 農地法第 5 条の規定による許可申請についてご説明いたします。

番号 1 番、土地の所有者、●●●●、転用者、●●●●、所在、多寄町、地番、●●●●●、地目、畑、転用面積、391 m²、転用目的と計画、農家住宅建設のための転用であり、農家住宅 1 棟 76.82 m²、ほか合わせまして、合計 391.00 m²の計画となっています。転用理由、現在、居住している住宅が手狭であるため、本申請地を選定し農家住宅を建設するものであり、許可相当と認められます。

以上で、説明を終わります。

●議長（飛世 薫君） 質疑に入ります。ご発言ございませんか。

（「なし」の声あり）

●議長（飛世 薫君） ご発言がないようですので、本案については原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

●議長（飛世 薫君） ご異議なしと認めます。よって、議案第 3 号は原案のとおり可決されました。

●議長（飛世 薫君） 次に、日程第 9、議案第 4 号 農用地利用集積計画の決定について、事務局より内容の説明をいたします。

○総務課主事（古閑俊祐君） 農業経営基盤強化促進法 第 18 条の規定に基づき士別市より提出

のあった、農用地利用集積計画の内容についてご審議願います。

番号1番、渡人、●●●●、受人、●●●●、所在、多寄町(33線東)、地番、●●●●外11筆、地目、田、面積53,037㎡、対価、反当り、田●●●●円で●●●●円、理由について近接地を買い受けて経営規模の拡大を図るためであります。

番号2番、渡人、●●●●、受人、●●●●、所在、多寄町(34線西)、地番、●●●●外6筆、地目、田・用悪水路、面積58,723㎡、対価、反当り、田●●●●円、用悪水路●●●●円で●●●●円、理由について農地売買等事業により買い受けるためであります。

番号3番、渡人、●●●●、受人、●●●●、所在、多寄町(38線西)、地番、●●●●外2筆、地目、田、面積21,758㎡、対価、反当り、田●●●●円で●●●●円、理由について農地売買等事業により買い受けるためであります。

番号4番、渡人、●●●●、受人、●●●●、所在、多寄町(39線西)、地番、●●●●外7筆、地目、田・畑、面積18,035㎡、対価、反当り、田●●●●円、畑●●●●円で●●●●円、理由について農地売買等事業により買い受けるためであります。

番号5番、貸し人、●●●●、借り人、●●●●、所在、下士別町(42・43線西)、地番、●●●●外11筆、地目、田・畑、面積129,871㎡、賃貸料、反当り、田●●●●円、畑●●●●円で●●●●円、理由について近隣地を借り受けて経営規模の拡大を図るためであります。

番号6番、貸し人、●●●●、借り人、●●●●、所在、武徳町(44・45・47東)、地番、●●●●外15筆、地目、田・畑、面積126,254㎡、賃貸料、使用貸借のため無償、理由について再度借り受けて経営基盤の安定を図るためであります。

番号7番、貸し人、●●●●、借り人、●●●●、所在、朝日町茂志利、地番、●●●●外6筆、地目、田・畑、面積29,694.88㎡、賃貸料、反当り、畑●●●●円で●●●●円、理由について再度借り受けて経営基盤の安定を図るためであります。

番号8番、貸し人、●●●●、借り人、●●●●、所在、朝日町登和里、地番、●●●●外5筆、地目、田・畑、面積72,434㎡、賃貸料、反当り、田●●●●円、畑●●●●円で●●●●円、理由について再度借り受けて経営基盤の安定を図るためであります。

番号9番、貸し人、●●●●、借り人、●●●●、所在、南士別町、地番、●●●●外3筆、地目、田、面積45,804㎡、賃貸料、公社買入価格の2%で●●●●円、理由について農地売買等事業により借り受けるためであります。

番号10番、貸し人、●●●●、借り人、●●●●、所在、下士別町(42線西)、地番、●●●●外4筆、地目、田・畑、面積44,929㎡、賃貸料、公社買入価格の2%で●●●●円、理由について農地売買等事業により借り受けるためであります。

番号11番、貸し人、●●●●、借り人、●●●●、所在、下士別町(46線東)、地番、●●●●外2筆、地目、田・畑、面積66,424㎡、賃貸料、公社買入価格の2%で●●●●円、理由について農地売買等事業により借り受けるためであります。

番号12番、貸し人、●●●●、借り人、●●●●、所在、武徳町(46線東)、地番、●●●●外15筆、地目、田・畑、面積53,221㎡、賃貸料、公社買入価格の2%で●●●●円、理由について農地売買等事業により借り受けるためであります。

番号 13 番、貸し人、●●●●、借り人、●●●●、所在、武徳町(44 線東)、地番、●●●●外 1 筆、地目、田、面積 42,884 m²、賃貸料、公社買入価格の 2%で●●円、理由について農地売買等事業により借り受けるためであります。

番号 14 番、貸し人、●●●●、借り人、●●●●、所在、武徳町(42 線東)、地番、●●●●外 1 筆、地目、田、面積 13,814 m²、賃貸料、公社買入価格の 2%で●●円、理由について農地売買等事業により借り受けるためであります。

番号 15 番、貸し人、●●●●、借り人、●●●●、所在、武徳町(44 線東)、地番、●●●●外 7 筆、地目、田、面積 48,236 m²、賃貸料、公社買入価格の 2%で●●円、理由について農地売買等事業により借り受けるためであります。

番号 16 番、貸し人、●●●●、借り人、●●●●、所在、川西町(10 線西)、地番、●●●●外 17 筆、地目、田・畑、面積 220,073 m²、賃貸料、公社買入価格の 2%で●●円、理由について農地売買等事業により借り受けるためであります。

番号 17 番、貸し人、●●●●、借り人、●●●●、所在、中士別町(5 線西)、地番、●●●●外 2 筆、地目、田、面積 14,341 m²、賃貸料、公社買入価格の 2%で●●円、理由について農地売買等事業により借り受けるためであります。

番号 18 番、貸し人、●●●●、借り人、●●●●、所在、温根別町、地番、●●●●外 7 筆、地目、田、面積 101,633 m²、賃貸料、公社買入価格の 2%で●●円、理由について農地売買等事業により借り受けるためであります。

以上、18 件の計画については、農業経営基盤強化促進法 第 18 条第 3 項 第 1 号に規定する、士別市農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想に適合し、利用権設定等促進事業の要件を満たしています。

以上で 説明を終わります。

●議長（飛世 薫君） 質疑に入ります。ご発言ございませんか。

（「なし」の声あり）

●議長（飛世 薫君） ご発言がないようですので、本案については原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

●議長（飛世 薫君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第 4 号は原案のとおり可決されました。

●議長（飛世 薫君） 以上で、本会議に付議されました、全ての案件の審議を終了いたしました。

第 29 回総会は、これをもちまして閉会いたします。

（午後 2 時 00 分 閉会）